

高校生等と高齢者を対象とした

自転車用ヘルメット

購入費用の補助を開始します！



令和5年4月1日に施行された改正道路交通法により自転車乗用時のヘルメット着用が努力義務化されましたが、努力義務化以降も着用が浸透していない状況であるため、県と協調し、令和6年1月からヘルメット購入費の一部を補助する制度を開始します。

補助金額

購入費用の2分の1（上限2,000円）

※1人1回（個）限り ※100円未満切り捨て

対象者

町内に住所を有している高校生等又は高齢者

※高校生等…交付申請を行う年度中に満16歳～18歳の方

※高齢者…交付申請を行う年度中に満65歳以上の方



補助対象となるヘルメット

令和5年4月1日以降に購入された新品のヘルメットで以下のいずれかの安全基準の認証マークが付されたもの

				
SGマーク （一般財団法人 製品安全協会の 認証）	JCFマーク （公益財団法人 日本自転車競技 連盟の認証）	CEマーク （欧州連合の欧州 委員会の認証）	GSマーク （ドイツ製品安全 法の認証）	CPSCマーク （米国消費者製品 安全委員会の 認証）

※その他、上記に類する認証等を受けたマーク等が付されたもので、町長が認めるもの

申請方法

①自転車用ヘルメットを購入する。

・購入時に販売店から領収書の発行を依頼し受け取ってください。

②役場に申請書類を提出する。

・購入した日から**90日以内に申請**をしてください。

※令和5年4月1日から令和5年12月31日までに購入したものに限り令和6年3月31日までの申請期限となります。

・**高校入学前は3月1日以降に購入したもの**から申請できます。（申請は4月1日以降）



申請書類

- ・自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書
兼誓約書兼実績報告書兼交付請求書
- ・領収書等の写し
- ・ヘルメット全体と認証マークが確認できる写真
（※提出できない場合は、役場窓口に『現物』をご提示
ください。）
- ・申請者の本人確認ができるもの
（学生証、運転免許証、マイナンバーカード、保険証等）



▲申請書は町のホームページからダウンロードできます。
（ホームページまたは上記QRコードからログイン）

申請日から概ね1ヶ月以内に振込みを予定しています。

■問合せ 総務課 危機管理防災係 ☎ 22-2141